

# 欧州共同市場の最近の発展

## 1. はしがき

ローマ条約が発効してから4年近くたった。この間欧州共同市場(E E C)は、関税同盟を中心とする制度的な発展とともに、その経済規模の急速な拡大、対外競争力の強化などによって、世界の注視を集めている。さらに英国などの加盟が実現すれば、その世界経済に及ぼす影響力は、きわめて強大なものとなるであろう。と同時に、E E Cのこうした順調な発展が世界経済に及ぼすであろうプラス・マイナスの影響面についても、世界的な関心が一段と強まりつつある。

以下はそうした問題点をも念頭に置きながら、E E C発足後現在までの経済統合過程を跡付け、その経済的意義について一応の考察を加えたものである。

## 2. 関税同盟の発展

E E Cは単なる関税同盟ではなく、経済の各方面にわたって統合を推し進めようとする経済同盟である点がその重要な特徴である。しかし関税同盟の完成がE E C体制確立の基礎条件であることはいうまでもなく、E E C発足以来まず関税同盟の結成にその主要な努力が傾注されてきたのは当然の成行きであった。

関税同盟の確立は対内的には域内関税の撤廃、域内貿易制限の廃止、対外的には対外共通関税の設定によって実現される。これを達成するための日程はすでにローマ条約によってあらかじめ定められていたが、昨年5月E E C理事会はこの日程を繰り上げるいわゆるハルシュタイン促進案を決定し、昨年末から具体的実施に移され、関税同盟の

面でのE E Cの完成は著しく速められた(本誌35年10月号参照)。

すなわち、域内関税はすでに3回にわたり引き下げられ、引下げ率(1957年1月1日基準)の合計は工業製品30%、自由化農産物20%、非自由化農産物25%に達した。これに加え、工業製品については本年末にさらに10~20%の引下げが行なわれる予定である。また域内諸国に対する輸入割当の増わくは、すでに3回にわたり実施(各前年比+20%)されてきたが、工業製品については、年末までに完全自由化が行なわれることになっている。なお、工業製品に関する著しい進捗に比べ農産物での遅れが注目されるが、これは後述の共通農業政策の未決定に大きく影響されており、近い将来同政策の確立により、今後進捗を示すものと思われる。

一方、対外共通関税はまず接近の基準(原則として1957年1月1日の加盟国関税の算術平均)が工業製品について一応20%引き下げられるとともに、第1次接近措置(基準関税へ30%接近)が、ローマ条約の予定よりも1年早く、昨年末から実施された。もっとも対外共通関税の具体的な適用は、前記の20%の引下げ措置をも含めて自動的に行なわれるものではなく、E E C加盟国と相手国との間のG A T T交渉など関税交渉を通じ、相手国がE E Cの対外共通関税を認めるとともに、さらにE E C側の20%引下げに対応し、これを償うに足るだけの譲許を示した場合にのみ、はじめて確定するものである。現在E E C諸国と米国その他各国との間でG A T T交渉が行なわれているが、域外諸国はE E C側の望むような譲歩を示さず、交渉はかなり難航している。当面の焦点は米

国および豪州、カナダなどとの交渉にしばられているが、年末までに具体的な成果が得られない場合には、20%引下げ措置の撤回ないしはその他の妥協的措置がとられるものとみられている。関税同盟の進展状況は次表のとおり。

関税同盟の進展状況

区分	域内関税	対外共通税	域内輸入割当
第1段階 (1958～61年)	○新規関税の導入および現行関税の引下げ禁止	○G項など対外共通関税率の具体的な検討開始	○現行割当の削減および新規割当導入の禁止
1958年 1月1日 (条約発効)			
1959. 1. 1	○第1回関税引下げ(10%)		○第1回輸入割当わく拡大(20%) ○国別輸入割当のグローバル化
12. 31			○第2回輸入割当わくの拡大(前年比+20%)
1960. 6. 30	○第2回関税引下げ(10%)		
12. 31	○第3回関税引下げ(工業製品10%非自由化農産物5%)	○工業製品第1次接近措置(注2)(接近率30%)	○第3回輸入割当わく拡大(前年比+20%)
1961. 12. 31	○第4回関税引下げ10～20%を予定	○第1次接近措置完了	○第4回輸入割当わく拡大(前年比+20%)、工業製品については完全自由化
第2段階 (1962～65年)	○具体案は未定であるが各品目につき少なくとも1957年基準の50%引下げ	○第2次接近措置(接近率30%)	○毎年、第5、6、7、8回の輸入割当わく拡大(各前年比+20%)
第3段階 (1966～69年)	○すべての域内関税の廃止	○第3次接近措置により加盟国の関税を共通関税に完全に一致させる	○すべての輸入制限の撤廃

(注1) 第1段階は2年、第2段階は1年まで延長することができる。

(注2) 工業製品に限り、対外共通関税接近の計算基準を基準関税より20%低めたものとする。

### 3. 経済統合の推進

かかる関税同盟面での進展に伴い、その他の分野における経済統合措置についてもしだいに着手され、以下に述べるごとくすでに金融政策や労働力対策の面である程度の具体的な成果をあげるとともに、共通農業政策も最終的決定の一手手前まで進捗したほか、その他の共通経済政策についても具体案が検討される段階にまで到達している。もとよりかかる経済統合が個々の問題につきそれぞれ程度の差こそあれ、いずれも各国に大きな影響を及ぼすものであり、統合過程の進展をはかるためには、各国ともある程度の犠牲を甘受しなければならないものであることはいうまでもない。したがってこれまでの経済統合への努力が、必ずしもすべて円滑に実を結んだわけでもなく、また今後にも多くの迂余曲折を経ることと思われるが、いずれにせよ今後の経済統合の進展はまことに注目を要するものといえよう。

#### (1) 金融・経済政策の協調

ローマ条約のめざす経済統合過程を円滑に進展させるためには、各国の景気政策を協調せしめ、これを通じてEEC全体の安定的経済発展をはかることが望ましいことは明らかである。この場合、自由経済原理を域内経済運営の基本原則とする共同市場体制のもとにおいて、景気政策の中心をなすものが金融政策であることはいうまでもない。この観点からローマ条約においても経済政策の協調の必要が強調されるとともに、通貨委員会(Monetary Committee)の設置など、とくに金融政策の協調促進に深い配慮が加えられている。

金融政策の協調が、はじめて具体的に討議されたのは、1960年2月ストラスブルグで開かれた6か国蔵相会議である。当時西ドイツは国内の景気過熱を抑制するため、前年秋以来公定歩合引上げその他の金融引締めを実施していたが、これに伴

い、西ドイツには多額の国際短資が流入しはじめ、他の西欧諸国は自国の国際収支悪化を防止するため、やむをえずこれに追隨して公定歩合の引上げを余儀なくされるような事態が生じた。かかる情勢に対処するため、前記6ヵ国蔵相会議が開かれ、金融政策面での各国の協調がはかられた。6ヵ国の金融政策は、その後随時開かれる蔵相会議ならびに通貨委員会(E E Cおよび各国の政府・中央銀行代表者で構成)を通じて調整が行なわれてきたが、とくに通貨委員会の役割は重要であり、各国の政策当局者が率直な意見の交換・調整を行なっていることは注目される。通貨委員会は昨年8月、すでにマルク切上げが不可避であることを指摘したが、その後も引き続き検討を加え、3月のマルク切上げに際しては、理論的にも、実際的にもきわめて大きな影響を与えたと伝えられている。また、E E C蔵相会議は、バーゼル協定の推進に重要な役割を演じたといわれ、さらに今次のIMF総会に際しても、事前に2度にわたり会議が開かれ、総会に臨む6ヵ国の意見調整が行なわれたことは見のがすことはできない。また、景気政策委員会という小委員会が設けられ、今後各国が景気政策の協調を進める場合に生ずべき諸問題につき広範な研究が行なわれているが、すでにその一環として各国財政制度の標準化なども検討されている。

このほか注目される点は、E E Cの対内・対外政策の全般的な協調体制を推進するため、首脳会談が定期的に行われ、また問題ごとに随時関係閣僚会議が開かれることとなったことである(7月ボン首脳会談で決定)。とくに首脳会談では、政治問題を含めE E Cに関するあらゆる重要問題が討議されることとなり、経済政策面でのE E Cの協調体制は一段と強化された。

## (2) 対外通商政策

E E C諸国の対外通商政策の協調をはかること

は、対外共通関税の設定による関税同盟確立のいわば不可欠の一環ともいうべきものであり、さらに当面域外諸国に対する通商交渉における加盟各国のバーゲイニング・ポジションを強化するという意味からも、きわめて重要な意味をもつものである。このため、本年7月E E C理事会は、通商政策協調の一般原則を決定した。そのおもな内容は、①加盟国が、今後第三国との間に貿易協定・航海条約など通商面で取りきめを行なう際には、事前にE E Cおよび加盟国と協議しなくてはならないこと、②第三国に対する自由化率の変更も、同様の協議を要すること、③ローマ条約の過渡的段階(1965年末まで)をこえて有効な協定は、今後いっさい結ばないこと、など広範にわたるものである。これによりE E C諸国は通商政策の自主的決定につき今後かなりの制約を受けるとともに、反面第三国に対する立場は強化された。

## (3) 労働力移動の自由化

E E Cの経済統合は域内における物資、資本、労働力などの生産諸資源の移動の自由化を基本とするものであり、すでに前2者については、大幅の自由化が達成されているが、さらに域内労働者移動の自由化についてもその第1次措置が9月から実施された。本措置は、1962年末までの期間(労働力移動自由化の第1期)において適用される。全体として、なお雇用に対する自国民優先主義が貫かれているが、今後、域内の労働者(扶養家族を含む)は、他の加盟国に入国し、滞在し、雇用される権利が原則的に認められることになり、上記3要素の自由化がテンポの差こそあれ、ここにはじめて歩調をそろえたという点において、画期的な意義を有するものといえよう。なお、本措置の決定が当初の予想よりも比較的円滑にかつ早期に行なわれたのは、最近E E C諸国の経済発展にとって労働力の不足が大きなネックとなっている事情が強く影響したものと思われる。

もともと、労働力移動の自由化措置は言語、風俗などの社会慣習の差異があるので、直ちにその効果が全面的に現われるものではない。この点はすでにベネルックスにおいて実施されている労働力移動自由化措置が、それほどはっきりした効果を示していないことによっても明らかである。しかしEECは本措置の効果を促進するため、未熟練労働者に組織的な職業訓練を与えるとともに、受入国側に住宅その他生活環境を整備させ、労働力の移動が円滑に行なわれよう具体案を現在検討中であり、今後しだいにその成果が現われるものとみられている。

#### (4) 共通農業政策

ローマ条約は、EEC農業政策の目標として、①農業生産性の向上、②農業所得の引上げ、③市場の安定、④農産物の消費者価格の引下げ、などを掲げている。つまり共通農業政策のねらいは、一方において農産物の域内自由化を推進し、EECのわく内において全体として極力農業の合理化をはかり、域内における適地適産原則の実現を促進するとともに、他方EEC農業を世界市場から隔離し、農産物価格を世界の市場価格よりも高水準に維持し、その限りでは一般消費者の負担において農業の保護をはかり、農民の所得水準の向上を達成しようとするものである。現在EECで検討されている具体的構想は大要次のようなものである。

すなわち、共通農業政策はまず構造政策と市場政策とに分けられる。前者はいうまでもなく長期的な観点から行なわれるもので、①技術の改善、経営の集約化を推進し、農業の生産性の向上をはかること、②これとともに農業の余剰労働力、生産性の低い農地などを極力工業はじめその他の産

業に転換せしめ、域内資源の最適配分を促進すること、などがその内容で、このため必要な近代化資金の低利融資も計画されている。一方市場政策は、当面の共通政策の中心となるもので、品目別に各国の農産物市場・価格体系を漸進的に統合していこうとするものである。これによれば、農産物は三つのカテゴリーに分けられ、それぞれに応じた共通政策が行なわれる。第1カテゴリー(穀物、甜菜糖、酪農製品など)については、最終的にはEEC単一市場の形成が目標とされ、最も徹底した共通政策(注1)が実施される。第2カテゴリー(肉類、卵など)については、現行の各国市場は改革されるが、単一市場の形成は行なわれない。第3カテゴリー(果実、野菜、酒類など)については、各国の国内市場組織は手を加えられないが、品質・価格の面で不公正競争が行なわれないよう必要な管理措置がとられる。このように、共通農業政策の内容は、農産物の種類によってかなりの差異がある。

共通農業政策は、昨年6月EEC委員会(Commission)案(Mansholt案)が提示され、それ以来理事会、欧州議会などで詳細な検討が加えられているが、これについて各国とも原則的には異議がないものの、その細部において意見の一致がみられず、いまだに足踏み状態を続けている。このように、共通農業政策の実施が遅れているのは、欧州各国の農業のもつ特殊構造に基づく面が多い。すなわち、第1にEEC諸国は高度の工業を有するにもかかわらず、農業のウェイトがかなり高く(農民は総人口の23%)、したがって農民の政治的発言力は大きく、各国政府はこれに対してきわめて慎重な態度をとらざるをえないこと。第2に各国の伝統的な保護政策により、EEC諸国の農業

(注1) 第1カテゴリーの共通政策は、その対象が小麦など西欧農業の最も重要な産品であること、かつ各国の生産事情、価格決定方式に大きな差異があること、などから市場政策の中核をなすとともに、また最も困難な問題を内包している。その内容を紹介すると、①単一市場の形成(域内完全自由化)が目標であること、②品目別にEECの指標価格・介入価格が決定され、それぞれ市場統制機関が一定条件で市場に介入、価格の調整を行なうこと、③各国の現行価格を毎年一定割合で指標価格に接近させること、④域外産品の輸入に対しては、共通関税のほか輸入課徴金を課すこと、⑤単一市場が形成されるまでは、加盟国間の商品移動については、各国の価格差に応じた課徴金を徴収(返戻)すること、などである。

は厚い保護障壁に囲まれており、域外に対してはもちろん、域内諸国相互間でも国際競争力が弱い品目が多いこと（小規模経営が温存され、生産性が低い）。第3に、それゆえ各国の市場構造・価格体系が区々で、その統合にはきわめて大きな努力を要する状態にあること、などが農業共通政策の円滑な推進を困難ならしめている。なお、かかる域内農業事情とは別に、EECが世界の農産物の最大の市場であることから（EEC向け輸出は、世界の農産物輸出の34%）、EECが共通農業政策を通じて域外差別を強めることは、米国など域外の農産物輸出国にとりかなり強い打撃となる恐れがある。このためこれら関係国は共通農業政策の推移にきわめて深い関心を示しており、この面からもEECの共通農業政策の検討は複雑な影響を受けていることを見のがすことはできない。

このように、EECの農業統合計画はきわめて複雑な問題を内包しているが、ともかくEECが、農業という最も近代化しがたい分野で経済統合を推進しようとする目標のもとに、野心的な努力を続けていることは、その世界の農産物市場に与える影響とともに注目すべきことであるといわなければならない。

#### (5) その他の共通政策

このほか、輸送、エネルギー、カルテル規制などの面で共通政策の検討が具体的に進められている。このうちとくに域内における企業活動の自由を全面的に確保するため、カルテルその他不正競争をもたらす恐れのあるいっさいの協定について、EEC委員会に強力な審査権限を与え、その審査をパスしえないものはいっさい禁止されるというきわめて強力なカルテル規制案が現在かなり具体的に検討され、近い将来実施に移される公算が強くなっている。

## 4. 欧州共同市場の地域的拡大

EECの発足後わずか3年あまりの間に示されためざましい経済的な発展や、経済統合の進展をみて、最近英国をはじめ域外諸国のEECに対する関心は急速に高まり、なんらかの形でEECに参加することによって、その経済的発展の恩恵に均てんしようとする動きが顕著となってきた。

すなわち、すでに9月からギリシャがEECの準加盟国となったが、このほか英国、デンマーク、エール、ノルウェー、スウェーデン、オーストリア、スイス、トルコなど多くの国がEEC参加の意思を表明している。このうち、最も世界の関心をひいているのは、いうまでもなく英国の加盟問題である。英国のEEC加盟交渉は、先月パリで予備会談が開かれ、いよいよ本月からブラッセルで本交渉が開始された。英連邦特惠、EFTA諸国、国内農業などの困難な問題をかかえ、交渉の前途は多難である。しかしながら、英国が大自由貿易地域の構想を棄てて率直にEECの基本原則を受け入れるとの態度に出たこと、EEC側にも、この際英国を含めた大EECの設立を望む声が強いくこと、などから双方の歩み寄りにより、妥協点が見いだされる可能性は従来より著しく高まっており、英国の加盟は明後年までには、実現する公算が大きいものとみられる。このほかの諸国との加盟ないしは連合の交渉は、英国の加盟交渉の進展状況を勘案しつつ進められることになろう（デンマークとは11月中旬から本交渉開始）。

今後上記諸国との交渉過程で予想されることは、EEC側が、これまでのEECのめざましい成果を基礎として、強い自信をもち、加盟交渉に高姿勢で臨むのではないかということで、域外諸国のうち好ましいと思われる国に対してのみ、EECにとってもっとも有利な形で門戸を開こうとする態度に出るものとみられているが、このこと

はEECの経済力が大きいだけに各方面に今後問題を投げかけることと思われる。

このほか注目すべきことは、EEC諸国の旧植民地地域との関係である。これらの地域とは、現在131条により暫定的な連合関係(1962年末まで有効)が結ばれているが、これを238条による恒久的な連合に発展させるため、EECと関係国との間で統一的な交渉が進められている。EECとしては、原材料の供給源ならびに工業製品の市場として、とくにこれらの後進地域の確保に深い関心を示しており、帝国主義的な古い植民地経営が許されない現在、旧本国であるEEC諸国としては、EECという新しい超国家機構を通じて、これら未開発地域となんらか密接な経済関係を維持していくことを強く希望している。これに対し、一部のアフリカ諸国では、EECとの連合は新しい形の帝国主義であるとして、いわばイデオロギー的立場から警戒する向きもあるが、多くの新興国にとっては、自国の経済発展を促進するためには、EECの経済・技術援助を必要としており、1963年以降は新しい連合形式によるこれら未開発地域のEEC経済圏編入が進められていくものと思われる。こうした動きが工業国どうしの同質的な結合という発足以来のEECの性格を根本的に変えるとは思われないが、以上のような発展が結合関係から残された農業および原料生産国としての第三国に与える影響は軽視しえないものがある。

## 5. 欧州共同市場発展の意義

以上にみてきたように、最近のEECは関税同盟面のみならず、その他の分野での経済統合努力においても、かなりの進展を示してきた。かかるEEC発展の経済的意義を的確に評価することはEEC発足後4年に満たない今日、なお時期尚早といわなければならないが、少なくとも次の諸点

を指摘することはできるであろう。

(1) まず最初に問題とすべき点は、ローマ条約の理想がどの程度まで達成されたか、あるいは達成されようとしているかということである。ローマ条約の主要なねらいは、①国境を越えた単一のかつ安定した広域市場を形成すること、②域内における物資、資本、労働など生産諸資源のモビリティを可能な限り高めること、③これを通じて加盟国の区々な経済構造を、EECの全体として最も調和のとれた合理的な経済構造に再編成することの諸点におかれていると考えられる。つまりそれは通常いわれる「自由化」ないし「自由貿易」の利益をさらに一歩乗り越え、「統合経済」による高度の経済効率と繁栄の基礎を求めようとするものである。

ところでこれらの諸目標のうち、市場の拡大や生産資源の移動自由化についてみると、既述のごとく貿易面においては数次にわたる域内関税の引下げ、域内輸入割当の拡大措置を通じてきわめて顕著な成果をもたらし、農産物を除き自由化は著しい進展をみせている。また資本移動の自由化についてみても1958年末に6か国がいっせいに非居住者勘定の交換性を回復したのをはじめ、本年2月にはIMF8条国への移行がいっせいに行なわれ、経常勘定取引面で自由化が達成されたのみならず、資本取引に対する制限も著しく緩和され、その完全自由化もあと一歩という状態になっている。すでに加盟国の主要な銀行によってEuro-syndicatや国際共同投資信託会社など域内全体をその活動分野とする国際金融組織が結成されているのもかかる資本取引自由化の進展を反映するものといえよう。さらにEEC経済統合の重要な支柱の一つである労働力の移動自由化についても、すでに第1次措置が実施されており、EEC体制の基礎条件たる資本、労働、物資などすべての生産要素の域内移動自由化は、それぞれ遅速の差こ

そあれ、その完成に向かって順調に進展している。

一方かかる自由化の進捗に伴い、共同市場に対する各国経済の適応ないし再編成過程も徐々ながら進展しつつあるとみてよかろう。まずかかる再編成へ向かっての各国の政策的努力についてみれば、フランスやイタリアの経済計画においてその典型的な事例をみる事ができるであろう。たとえばフランスの第3次設備近代化計画(1958~61年)では、その実施の時期がEECの発足時と重なったため、とくに中小企業の近代化や地方産業の開発などを重視して、EEC体制に即した方向にフランス経済の体質を改善することがはかられ、さらにこのような考え方は、明年以降実施の第4次計画(1962~65年)にもそのまま継承されている。また、イタリアのヴァノーニ計画(1955~64年)も、ほぼ同様の趣旨から、EEC発足時に大幅な修正が加えられた。こうした努力は、単に加盟国の経済政策に限られるものではない。EEC発足の前後から、6か国の主要企業は相次いで独立した「共同市場対策部」を設け、その対策を真剣に検討している。EEC体制に即した企業の合理化が、企業の将来の発展にとって不可避の前提であるという考えに基づくものである。このような各国における経済体質改善への努力はかつて欧州の病人とまでいわれたフランス、イタリア両国経済を完全に立ち直らせ、また、ベネルクス3国でも、従来的人口10百万人の小規模な市場を対象とした経済単位から広域市場を対象とする経済構成への再編成を進捗させている。かかる動きに伴って、ここ1~2年EECでは各企業の国境を越えた横の提携が目立つようになってきており、6か国工業経営者を一本につないだ欧州共同体工業連盟(UNICE)の成立をみるに至った。かくして欧州単一市場形成への動きは着々と実を結びつつあり、これに伴う市場の拡大と経済再編成に対応するきびしい合理化の要請は各国に激し

い投資の波を生ぜしめ、1959年以降のEEC経済の顕著な拡大の重要な要因となったという点でも見落してはならない。

(2) 以上のごとくEECは一応順調な発展をたどりつつあるようにみられるが、これらの歩みは一樣に順調に進んだのでもなく、またすべてが経済合理的に発展してるわけでもない。生産諸資源移動の完全自由化とこれに伴う各国経済の再編成がいかに多くの困難をもたらし、大きな犠牲を必要とするものかについては改めて指摘するまでもない。

それにもかかわらず、なお経済統合推進の努力が停滞するところなく今日まで続けられてきたについては、欧州統合に対する単なる経済的思考を越えた歴史的、政治的な理念がかなり強い推進力として働いてきた事実を見のがしてはならない。またこのことはこれまでの統合化の歩みを、色々な面で特色づけられているように思われる。ローマ条約の指向する統合化プログラムを進めるうえにおいて絶対的な要請であるいくつかの措置(たとえば域内関税引下げや域内自由化など)については加盟各国にとっての相当の犠牲を払ってもその推進がはかられた反面、それ以外の点においてはむしろ全体としての統一歩調を乱さないためにかなり政治的な妥協も行なわれ、その点に関する限り経済合理性の貫徹が見送られた面も少なからず出てきている。たとえば経済合理性の観点からみれば共同市場の範囲を6か国に限らずいっそう拡大し、極端にいえば世界的レベルでその実現を期することが最も効果的なわけである。しかし共同市場は発足当初からあくまで欧州先進工業国の同質的結合として進められてきた。これについては欧州社会の伝統的親近感ということもあろう。さらに経済の発展段階や体質を異にする多様なメンバーを含むことが、経済統合に必然的に随伴する政治的・経済的・社会的摩擦を大きくし、結局

統合実現を困難にするという実際の判断が大きく支配したものとみてさしつかえなからう。EECが最近域外諸国から非難されつつある排他的側面も、ある程度はかかる意味における同質的結合から生ずる必然的結果ともいえよう(注2)。

さらにこのように地域的に限られた範囲内における経済統合も必ずしもそのすべてが予定どおり合理的に進展しているわけではない。過渡期という名目で経済統合の例外規定がしばしば用いられ(関税割当、セーフ・ガードなど)、また共通農業政策やカルテル禁止措置などが、経済統合の他の部面に比較してその実施が遅延しているのは、かかる政治的妥協に基づく経済統合のゆがみともいえよう。

(3) しかしこのようなEEC発展の消極面、とくにその対外差別的側面については、それが少なくとも部分的には欧州経済統合計画(ないしは関税同盟)の本質そのものに根ざしたものであることを見のがしてはならない。たとえば関税同盟の経済的効果についてはViner教授は貿易創造効果(trade creation effect)と貿易転換効果(trade diversion effect)の二つをあげている(注3)。貿易創造効果とは、関税同盟の形成により、域内需要が域内における最低コストの供給者によって充足され(国内から他の域内諸国へ)、域内貿易が拡大され、これを通じて資源の配分はより効率的となることを意味する。これに対し、貿易転換効果とは、共通関税の実施により最低コストの域外供給者が排除され、比較的高コストの域内供給者が市場を支配することを意味する。これによって域内貿易は増大するが、世界的にみた資源の最適配分は阻害される。つまり世界経済全体の観点からみて、貿易創造効果を関税同盟の積極面の現われ

とすれば、貿易転換効果は消極面の現われといえよう。また貿易創造効果は相互に競合的な商品生産を行なっている同質的な結合の場合に強く現われ、加盟国間のコスト差が相対的に大きいほどその影響は著しい。一方、貿易転換効果は、加盟国と同質的な経済構造を有する域外諸国との間で最も大きな効果を生ずる。なお、これらの効果は一般的に景気上昇期よりも景気下降期に強く現われるとVinerは主張する。

ところで最近のEEC諸国の貿易ならびに経済発展と共同体形成との関係をどう考えるべきであろうか。まず貿易動向についてみると、EEC発足以来、EEC諸国の貿易は総額において39%拡大したが、域内貿易は実に70%の著増を示している。もとより、これをもって直ちに前記のような関税同盟の効果が現われたと速断することは困難であろう。EECの諸国は元来成長率の比較的高い国の集まりであり、またEECの具体的発足と、ほとんど時を同じくして景気上昇期を迎えたことを考慮しなくてはならない。EEC発足前後のEEC諸国の貿易の伸び率をみると、1959年以降の貿易の顕著な拡大も1955~57年の好況時に比し、決定的に大きいとはいえない。さらに関税率の引下げなどの制度的な変更の影響には、かなりのタイム・ラグがあることも考えなくてはなるま

EEC6か国の貿易対前年比伸び率

区分	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年	1960年
総輸出	15.1	11.8	11.4	1.1	11.1	17.5
うち域内	20.3	14.7	11.3	-4.2	21.2	25.4
総輸入	15.4	16.4	10.5	-7.6	5.5	22.1
うち域内	17.2	14.0	10.9	-3.3	19.2	25.5

(注2) 本月ブラッセルで開かれた英国のEEC加盟交渉において、EEC側を代表したミュラー・アルマックEEC理事会議長は、その発言の中で「EECは個々の性格、特別の意義をもつものであり、そのオリジナリティを失わせるような世界的規模への拡大は、許されない運命にある。」と主張していることは、EECのこのような性格を物語るものであろう。

(注3) J. Viner, "The Customs Unions Issue" 1950.

い。むしろ現在までの推移では、E E C形成の経済効果は、前述した貿易理論上の利益というよりも、共同市場の形成そのものが関係国政府や企業の政策意識を刺激し、近代化投資を促進する契機となったという点が重要であったと思われる。したがって欧州共同市場のもつ前述した諸問題が漸次表面化するのはいずれも今後のことであろう。前述のように、欧州共同市場は本質的に欧州工業国の同質的結合である。その限り域内の貿易創造効果は大きく、これが最近の域内貿易拡大の一要因となっていることは明らかである。他方域外工業国に対する差別的効果も、これまでのところ欧州経済の好況によりかなり緩和されてきたとみてよからう。しかしながら、今後E E Cが経済統合を推進していくにつれて、前記の差別効果はしだいに軽視できない問題となるであろう。対外差別的効果については、域外工業国に劣らず農業国や原料生産国にとっての問題が大きいであろう。現在具体的に検討されている共通農業政策やアフリカ諸国との連合などは、こうした傾向を増大させるのではないかと憂慮されている。

すでに指摘したように、E E Cの持つ閉鎖的ないし対外差別的性格は、ある程度その発足以来の性格そのものに根ざすものである。したがって、それが容易に解決しがたい問題である点は認識してかかる必要がある。しかし反面において、対外差別がE E Cの内部的結合を促進するという当面の必要をこえて極端に押し進められることは、E E Cの孤立化をもたらす結局その利益にならないこともまた明瞭なことであろう。もとよりE E Cの対外差別性をいかに修正していくかは、今後のG A T Tその他国際機関における討議、とくに

第三国側の努力にかかる問題である。この場合E E Cをめぐる自由化努力は当然双務的なものであろう。この点において、E E Cが強力なバーゲイニング・ポジションを持ってこうした国際的討議に臨むことは、米国をはじめ第三国の自由化を促進し、結果的に世界的な自由貿易の進展に貢献するというプロセスも十分予想できるのである。

(4) E E Cのこれまでの発展過程の回顧は、われわれに多くの教訓を与えている。すなわち、第1に、経済の自由化を達成することがいかに困難であるかということ、しかもE E C 6か国の政府および国民は、E E Cの発展をはかるため、きわめて大きな犠牲を払って自由化を遂行しつつあることである。第2は、E E Cの対外差別的傾向をできるだけ排除し、E E Cの発展をゆがめられた方向（アウトルキーないしブロック化の傾向）へ向かわせないためには、域外諸国もまた大きな努力と犠牲とを必要とすることである。現に米国政府は、E E Cの対外差別傾向を緩和するため、国内における根強い保護貿易主義的主張を押えつつあくまで互惠主義に基づいて、E E Cと新しい関係を結ぼうとしている点を、われわれとしても十分銘記すべきであろう。わが国としてはG A T T 35条の援用撤廃などE E C諸国のわが国に対する差別的措置の緩和を今後とも絶えず要請していく必要のあることはいうまでもないが、いたずらに差別待遇の非をうちならすにとどまらず、進んで経済の自由化の推進に努力し、経済体質の改善を通じ対外競争力の強化をはかることこそ上記のごときE E C体制の発展に対する最も肝要な道であろう。